

東教第 1619-1 号
令和 5 年 1 2 月 1 1 日

各市町教育委員会教育長 } 様
各市町立小・中・義務教育学校長 }

埼玉県教育局東部教育事務所長（公印省略）

令和 6 年 4 月 1 日付け昇給に係る勤務状況報告書の提出について（通知）

標記の件について、別添通知（令和 5 年 1 2 月 5 日付け教職第 1 0 3 4-1 号）による「1 提出先及び提出期限」の「教育事務所が定める日」については、下記のとおりです。なお、各市町立小・中・義務教育学校につきましては、各市町教育委員会の定める日のとおり提出願います。

記

1 提出先及び提出期限

提出者	提出先	1 回目提出期限	2 回目提出期限
各市町立小・中・義務教育学校	各市町教育委員会	管轄の市町教育委員会が定める日	
各市町教育委員会	東部教育事務所	令和 6 年 1 月 1 8 日(木)	令和 6 年 2 月 2 1 日(水)

※電子メールでの提出は不可

2 留意点

- (1) 各回それぞれの基準日現在の状況について報告してください。
- (2) 2 回目の報告については、1 回目の報告内容に変更・追加がある場合のみ報告してください。
- (3) 2 回目の報告以降に令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に変更・追加が生じた場合は、必ず随時追加報告をお願いします。報告に漏れがあると昇給号数に誤りが生じ、後日給与の追給や戻入が発生する可能性があります。
- (4) A 4 版に縮小した令和 5 年度の出勤簿の写しを提出してください。ただし、令和 5 年 4 月 1 日をまたいで「休職・育休等」を取得した場合は、当該「休職・育休等」の開始年度分から提出をお願いします。また、振替休日や育休期間の変更などが正確に反映された出勤簿の写しを御提出ください。

総務・人事・学事担当 豊田
(昇給に関する事)
TEL 048-737-2727
FAX 048-737-2812